

# 令和5年度における 環境配慮契約法基本方針等の 検討方針・課題等について（案）

- I. 電気の供給を受ける契約
- II. 建築物に係る契約
- III. その他の環境配慮契約
- IV. 令和5年度及び中期の基本方針等検討  
スケジュール（案）

令和4年12月20日

- I. 電気の供給を受ける契約
- II. 建築物に係る契約
- III. その他の環境配慮契約
- IV. 令和5年度及び中期の基本方針等  
検討スケジュール（案）

# I. 電気の供給を受ける契約

## 令和5年度の電気の供給を受ける契約に関する検討事項等

### 1. 効果的な環境配慮契約（裾切り方式）の運用に向けた検討

- ① 排出係数しきい値の引き下げの必要性等の検討
- ② 環境配慮契約未実施機関への対応

### 2. 再エネ電力の最大限導入に向けた検討

- ① 再エネ電力の最大限導入に向けた取組
- ② 再エネ電力の普及促進に向けた取組

### 3. その他

- ① 沖縄電力供給区域における環境配慮契約の手法の検討
- ② 総合評価落札方式の導入可能性に係る継続的な検討

### 4. 専門委員会の設置

## ① 排出係数しきい値の引き下げの必要性等の検討

令和4年度において2030年度までの排出係数しきい値の引き下げの方向性について、以下のとおり考え方を整理

- 2030年度の排出係数（0.25kg-CO<sub>2</sub>/kWh）を見据え、2030年度の排出係数しきい値は0.31kg-CO<sub>2</sub>/kWh程度とすること
- 小売電気事業者の予見可能性に配慮しつつ、全国一律の上限値である排出係数を段階的に引き下げることにより、我が国全体の小売電気事業者の排出係数の着実な低減を図ること
- 令和5年度契約からの排出係数しきい値を0.600kg-CO<sub>2</sub>/kWhに設定
- 適切なタイミング（少なくとも2年に1回程度を想定）で見直すこと

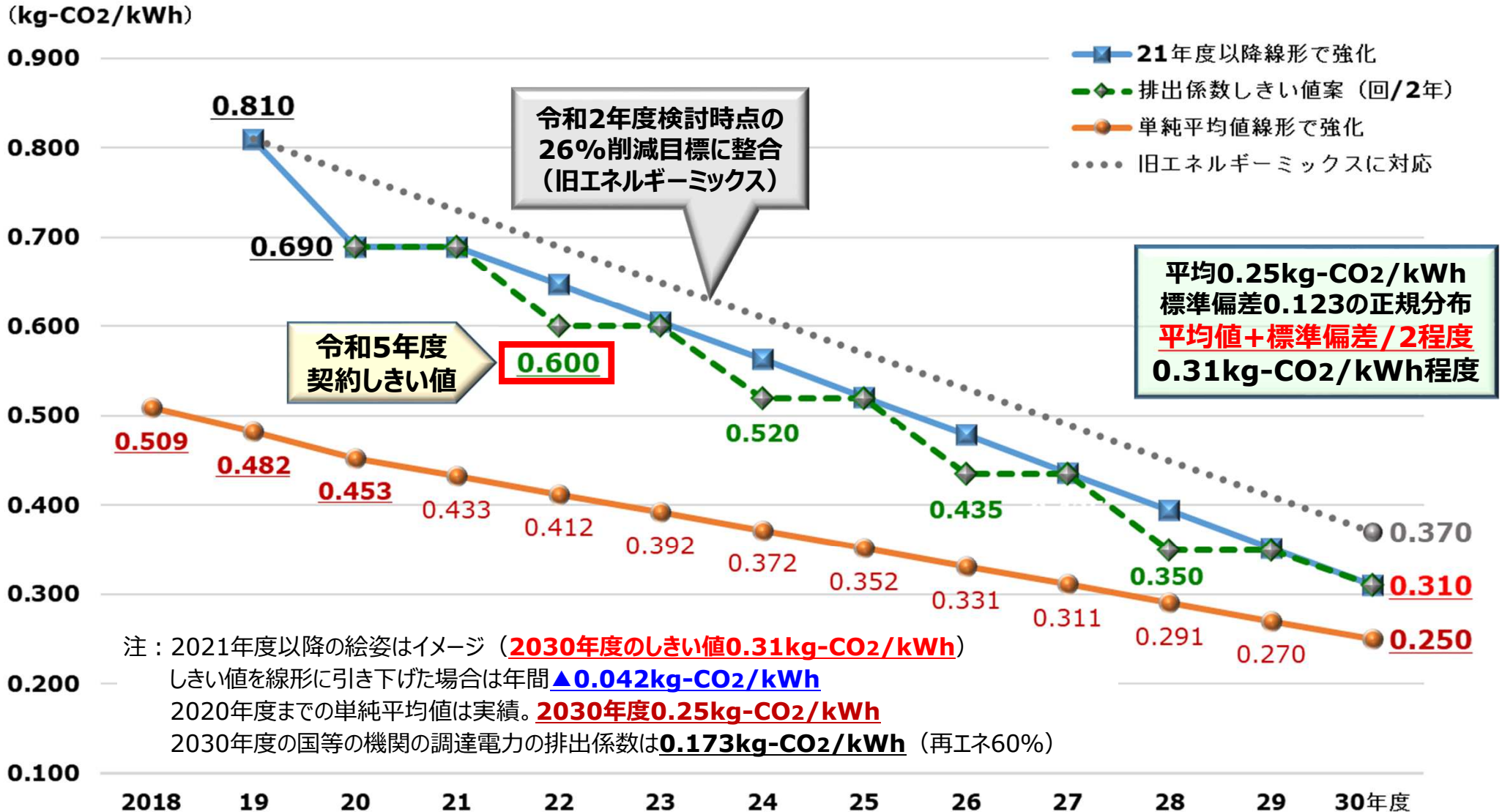


以下の状況を点検・確認し、**有識者の意見等を踏まえ、排出係数しきい値の見直しの必要性**等について検討

- ✓ 国等の機関の環境配慮契約の実績、再エネ電力の調達実績
- ✓ 地球温暖化対策計画、政府実行計画等の関連施策・計画との整合及びその進捗状況
- ✓ 2030年度エネルギーミックスと統合的な排出係数及び上限値としての役割
- ✓ 小売電気事業者の二酸化炭素排出係数・電源構成の推移、供給区域別参入状況等

# 【参考】排出係数しきい値の引き下げの方向性

- エネルギーミックスに整合する2030年度の排出係数に基づく **排出係数しきい値引き下げの方向性**を以下のとおりとし、少なくとも**2年に1回程度見直し**
- **令和5年度契約**からの排出係数しきい値を**0.600kg-CO<sub>2</sub>/kWh**に設定



## ② 環境配慮契約未実施機関への対応

### 環境配慮契約未実施機関への対応の考え方は以下のとおり

- 環境配慮契約未実施機関・施設の継続的な公表により自主的・積極的な取組を促すこと
  - 環境配慮契約締結契約実績の確認・精査後、早期に未実施機関・施設を公表
  - 未実施機関の公表による実施率向上の有無の確認（令和2及び3年度における今後の契約の見込等）
- 環境配慮契約の実施率を向上させるための支援措置を講ずること
  - 相対的に実施率の低い独立行政法人等への優良事例、参考情報提供等の実施
  - 所管する府省庁に対する情報提供等の実施
  - 未実施機関における今後の取組に対する回答を踏まえたフォローアップの実施



令和5年度においても令和4年度環境配慮契約締結実績調査結果を踏まえ、環境配慮契約未実施機関・施設の公表及び未実施機関へのフォローアップ等の普及促進策を実施

# I. 電気の供給を受ける契約

## 令和5年度の電気の供給を受ける契約に関する検討事項等

### 1. 効果的な環境配慮契約（裾切り方式）の運用に向けた検討

- ① 排出係数しきい値の引き下げの必要性等の検討
- ② 環境配慮契約未実施機関への対応

### 2. 再エネ電力の最大限導入に向けた検討

- ① 再エネ電力の最大限導入に向けた取組
- ② 再エネ電力の普及促進に向けた取組

### 3. その他

- ① 沖縄電力供給区域における環境配慮契約の手法の検討
- ② 総合評価落札方式の導入可能性に係る継続的な検討

### 4. 専門委員会の設置



## ① 再エネ電力の最大限導入に向けた取組

国及び独立行政法人等の調達電力の脱炭素化（再エネ電力の最大限導入）に向けた考え方は以下のとおり

- 令和5（2023）年度の契約から最低限の再エネ電力比率（35%）を仕様書に明記するとともに、2030年度まで計画的・継続的に引き上げ
  - 調達する再エネ電力は電源が特定されていることを必須とし、再エネの導入拡大に資する再エネ電源の選択を推奨
    - ➡ 調達電力の電源 再エネ特措法に定められた再エネ電源＋大型水力
    - ➡ 再エネ導入状況の電源 再エネ特措法に定められた再エネ電源（水力発電3万kW未満）
- ※ 関連制度・計画等で「再エネの定義」が整理された場合には整合するよう見直し



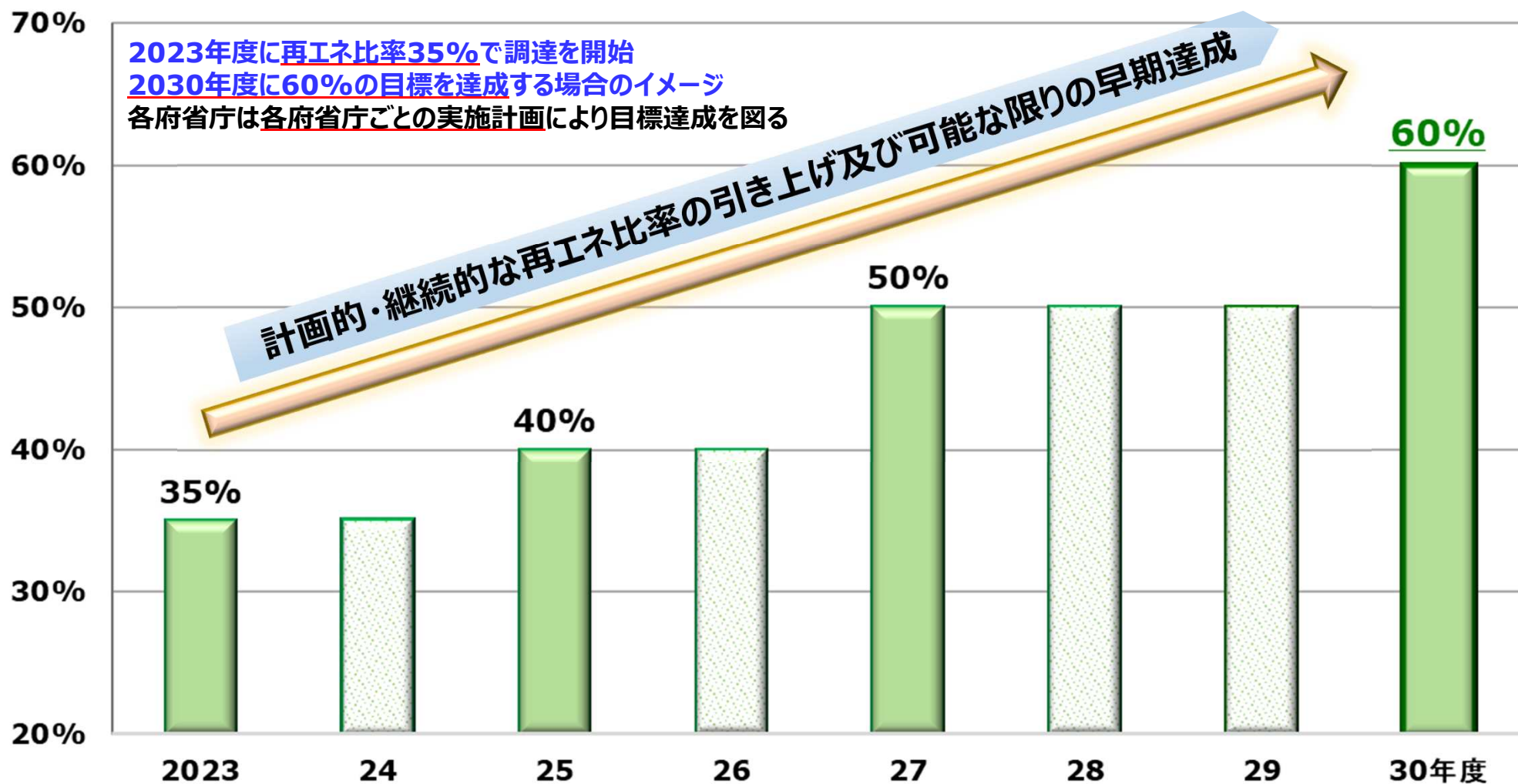
国及び独立行政法人等の再エネ電力の調達実績、供給区域ごとの小売電気事業者の再エネ電力の供給状況等を確認の上、**有識者の意見等を踏まえ、最低限の再エネ電力比率の引き上げの必要性**等について検討



## 【参考】再エネ電力比率の継続的な引き上げ（イメージ）

- 2030年度目標の再エネ比率60%以上の可能な限りの早期達成を目指し、
  - 令和5（2023）年度より調達する電力の最低限の再エネ比率を規定
  - 計画的・継続的な再エネ比率の引き上げを実施（2年に1回程度を想定）
    - ➡ 再エネ電力の調達実績、供給状況等を踏まえ、適切な再エネ比率を提示

（再エネ比率）



## ② 再エネ電力の普及促進に向けた取組

### 再エネ電力の普及促進に向けた考え方は以下のとおり

- 再エネ電力の導入状況の把握・整理・分析及び情報提供が必要であること
  - 国及び独立行政法人等の再エネ電力の供給区域別の調達量・割合、メニュー、電源等の把握・分析、先進事例・優良事例（環境配慮契約を含めた事例）の収集・整理及び情報提供
  - 調達者向けに仕様書等の入札手続・契約内容に係る情報、確認すべき事項等に関して、ひな型等の使いやすい形式で提供
- 小売電気事業者の再エネ電力メニューに関する情報収集及び提供が必要であること
  - 小売電気事業者の再エネ電力メニューに関する情報提供の内容等について、例年実施しているアンケート調査を踏まえ検討

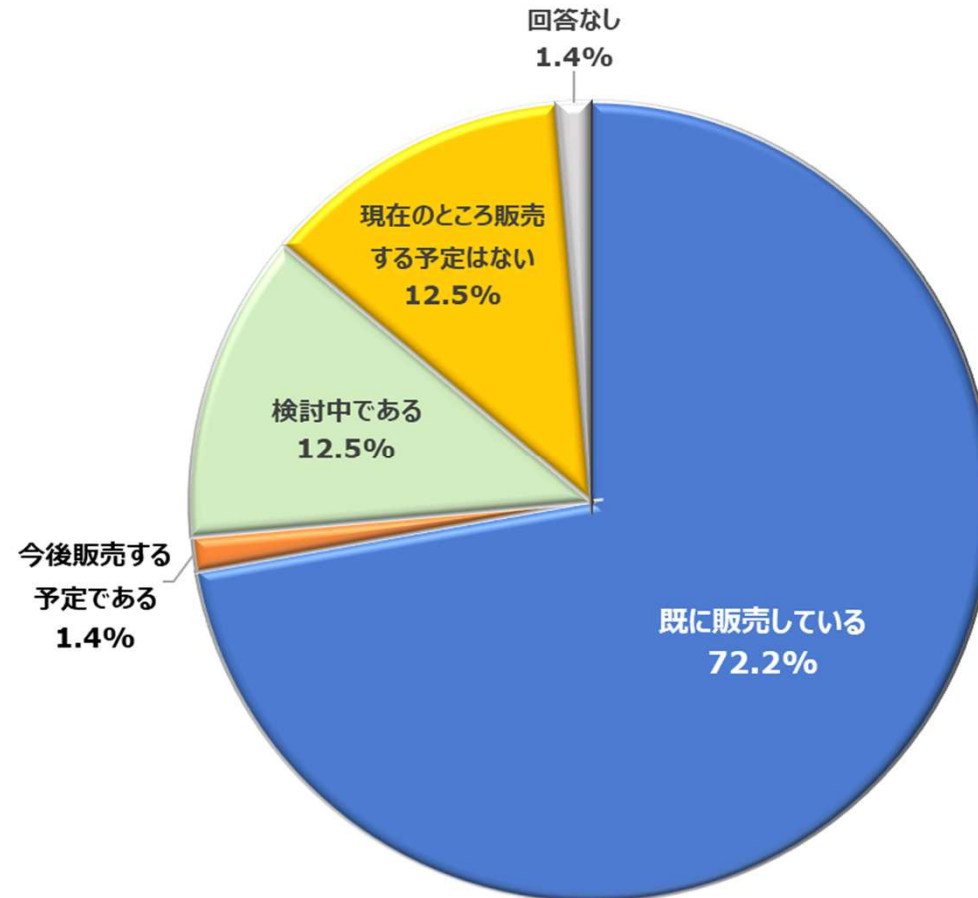


### 小売電気事業者の再エネ電力メニューの登録・公表の仕組み、調達者向けの契約関連情報の提供等について検討

- ✓ 再エネ電力メニューの具体的な登録内容としては連絡先、メニュー名称、供給区域、供給量・供給要件等の制限の有無及び内容、電源及び証書の内訳等
- ✓ 調達者向けの契約関連情報の提供については契約締結実績調査結果を踏まえ検討

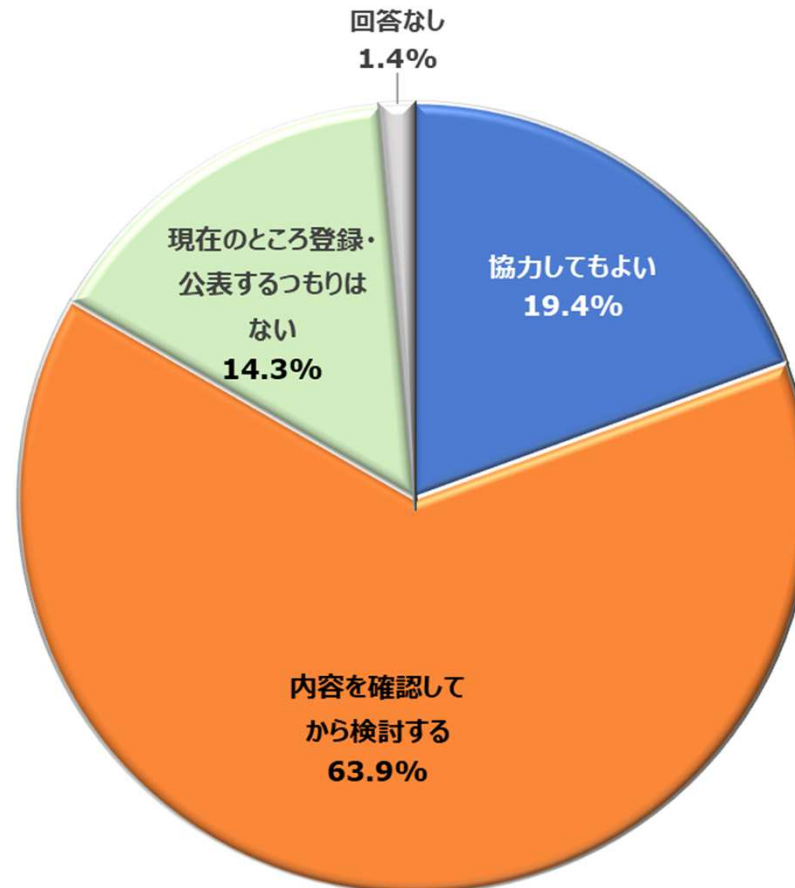
## 【参考】再エネ電力メニューの販売状況【電源が特定できるもの】

- 「再エネ電力メニュー（電源が特定できるものに限る）の販売状況」に対する小売電気事業者のアンケート調査結果（令和4年11月現在）では、
  - 「すでに販売している」が**72.2%**
  - 「今後販売する予定である」が**1.4%**
  - 「検討中である」が**12.5%**
  - 「現在のところ販売する予定はない」が**12.5%**



## 【参考】再エネ電力メニューの登録・公表への協力の可否

- 「再エネ電力メニューの登録・公表の仕組みを構築した場合の協力の可否」に対する小売電気事業者のアンケート調査結果（令和4年11月現在）では、
  - 「協力してもよい」が**19.4%**
  - 「内容を確認してから検討する」が**63.9%**
  - 「現在のところ登録・公表する予定はない」が**14.3%**



# I. 電気の供給を受ける契約

## 令和5年度の電気の供給を受ける契約に関する検討事項等

### 1. 効果的な環境配慮契約（裾切り方式）の運用に向けた検討

- ① 排出係数しきい値の引き下げの必要性等の検討
- ② 環境配慮契約未実施機関への対応

### 2. 再エネ電力の最大限導入に向けた検討

- ① 再エネ電力の最大限導入に向けた取組
- ② 再エネ電力の普及促進に向けた取組

### 3. その他

- ① 沖縄電力供給区域における環境配慮契約の手法の検討
- ② 総合評価落札方式の導入可能性に係る継続的な検討

### 4. 専門委員会の設置

# ① 沖縄電力供給区域における環境配慮契約の手法の検討

## 沖縄電力供給区域における環境配慮契約のあり方検討の進め方

- 環境配慮契約の対象外としている沖縄電力供給区域について系統が連携していない等の地域特性を踏まえ、実施可能な手法の検討が必要であること
  - ➡ 国及び独立行政法人等における電気の供給を受ける契約の実施状況の確認
  - ➡ 沖縄県や那覇市などの地元の地方公共団体に対する現状確認及び協力依頼
  - ➡ 沖縄電力をはじめ小売電気事業者に対し、区域内の排出係数低減、再エネ導入に関する取組、今後の方向性等の確認及び協力依頼



沖縄電力供給区域における環境配慮契約のあり方（評価項目・評価方法等）について継続的に検討を実施し、適切な時期にとりまとめ

## ② 総合評価落札方式の導入可能性に係る継続的な検討

### 総合評価落札方式を含めた適切な契約方式の検討の進め方

- 二酸化炭素排出係数の低減、再エネ電力比率の目標達成に向け、より効果的かつ適切な契約方法について、総合評価落札方式を含め引き続き検討が必要であること
  - ➡ 国及び独立行政法人等、地方公共団体等における事例調査の継続実施
  - ➡ 裾切り方式及び総合評価落札方式の課題整理（メリット/デメリット等）
  - ➡ 総合評価落札方式の契約方式、評価項目・基準等の検討（排出係数の低減、再エネの最大限導入に寄与する評価内容等）



電気の供給を受ける契約における総合評価落札方式の導入可能性について課題整理、契約方式、評価項目・基準等を継続的に検討



# I. 電気の供給を受ける契約

## 令和5年度の電気の供給を受ける契約に関する検討事項等

### 1. 効果的な環境配慮契約（裾切り方式）の運用に向けた検討

- ① 排出係数しきい値の引き下げの必要性等の検討
- ② 環境配慮契約未実施機関への対応

### 2. 再エネ電力の最大限導入に向けた検討

- ① 再エネ電力の最大限導入に向けた取組
- ② 再エネ電力の普及促進に向けた取組

### 3. その他

- ① 沖縄電力供給区域における環境配慮契約の手法の検討
- ② 総合評価落札方式の導入可能性に係る継続的な検討

### 4. 専門委員会の設置

## 電力専門委員会の設置について

前述のとおり、令和5年度における電気の供給を受ける契約については、以下の内容に関する有識者による確認及び対応策の検討が必要

- 排出係数しきい値の引き下げの必要性及び引き下げる場合の適切な排出係数しきい値の検討
- 調達電力の再エネ電力比率の引き上げの必要性及び引き上げる場合の適切な再エネ電力比率の検討
- 再エネ電力の普及促進に資する小売電気事業者の再エネ電力メニューの登録・公表の仕組み（登録内容等）の検討
- 効果的な環境配慮契約の運用に向けた対応策の検討



令和5年度も電力専門委員会を設置し、引き続き対応等を検討することとしてはどうか

- ✓ 併せて昨今の電力事情による電気の供給を受ける契約への影響等を把握するとともに、必要に応じ対応策を検討

- I. 電気の供給を受ける契約
- II. 建築物に係る契約
- III. その他の契約
- IV. 令和4年度及び中期の基本方針等  
検討スケジュール（案）

## Ⅱ. 建築物に係る契約

### 令和5年度の建築物に係る契約に関する検討事項等

#### 1. 建築物の維持管理に係る契約に関する検討

- ① 環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策の検討
- ② データ計測・分析、評価指標等に関する検討
- ③ 発注者向けの省エネ・脱炭素対策等のメニュー化に関する検討

#### 2. 建築物に係る契約に関する契約類型間の連携

#### 3. 専門委員会の設置

# ① 環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策の検討

## 建築物の維持管理に係る契約における更なる実施率向上のための方策の検討及び具体的な対応

- 運用段階における省エネの徹底、更に脱炭素に向けた対策の推進を図る観点から、環境配慮契約の実施率の向上は喫緊の課題
  - 環境配慮契約の未実施理由の把握及び内容の精査
  - 未実施理由の内容に関する分類・整理、当該理由に対応した環境配慮契約の実施に資する適切な情報提供
- 運用段階における省エネの徹底、更に脱炭素に向けた対策の推進を図る観点から、環境配慮契約の実施率の向上は喫緊の課題



## 建築物の維持管理に係る契約に関する発注者向けの有効な事例の収集・整理及び環境配慮契約の実施率の向上に資する情報について検討

- ✓ 令和4年度契約締結実績調査（令和5年度調査）における事例収集調査及び発注者ニーズ調査の実施
- ✓ 発注者向けの省エネ・脱炭素対策等のメニュー化（他の契約類型及び建築物のライフサイクルにおけるメニュー化と連携）

## ② データ計測・分析、評価指標等に関する検討

### データ計測・分析、評価指標等の検討について

- データ計測・分析、評価指標等は、建築物のライフサイクルにおける温室効果ガス排出削減・脱炭素化に向けてすべての基盤・基本となるもの
- 維持管理の運用段階における成果を評価するための指標の設定及び継続的な把握・分析並びに改善が重要



### 施設規模・運用管理体制に対応したエネルギー（又は温室効果ガス）の**管理レベルの周知**及び適切な**データ計測・分析等の推奨**

- ✓ 管理レベルに応じたエネルギー（又は温室効果ガス）の管理指標・目標の設定による継続的なデータの収集・分析・評価及び運用改善への活用

### エネルギー消費量（又は温室効果ガス）の**ベンチマークとなる原単位**（面積当たり、入居者当たり等）の**算定及び公表**

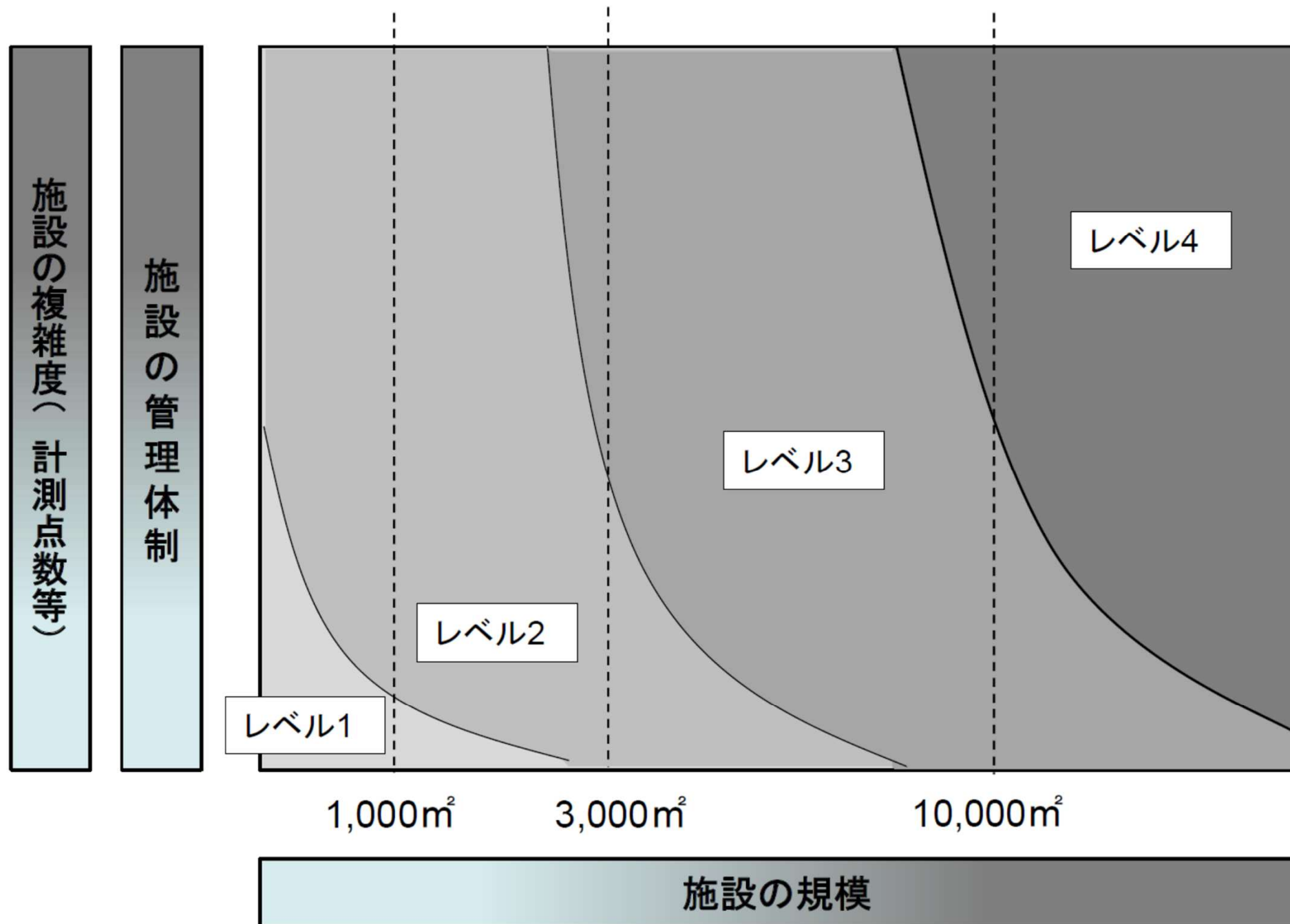
- ✓ 環境配慮契約締結実績調査結果から地域別・用途別・管理レベル別の原単位の作成

# 【参考】施設の管理レベル設定の目安、エネルギー管理の方法等

		管 理 レ ベ ル			
		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
設定の目安	規模	～1,000㎡	1,000～3,000㎡	3,000～10,000㎡	10,000㎡～
	空気調和設備の形式	個別方式	中央方式	中央方式	中央方式
	中央監視制御装置の形式	警報盤（集中管理用）	簡易型監視制御装置	簡易型監視制御装置 又は監視制御装置	監視制御装置
	施設管理体制	職員	職員	職員又は外部委託 （非常駐、常駐）	外部委託 （常駐）
エネルギー管理の方法等	エネルギー消費量等の把握・評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設全体のエネルギー使用量の総量を把握</li> <li>○ 目標値や実績との比較・評価を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設全体のエネルギー使用量の総量を把握</li> <li>○ 主な用途種別ごとの使用量を把握</li> <li>○ 目標値や実績との比較・評価を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設全体のエネルギー使用量の総量を把握</li> <li>○ 主な用途種別ごと及びフロア又は系統ごとの使用量を把握</li> <li>○ 目標値や実績との比較・評価を実施</li> <li>○ 主要機器・システム性能の確認、性能評価を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設全体のエネルギー使用量の総量を把握</li> <li>○ 用途種別ごと及びフロア又は系統ごとの使用量を把握</li> <li>○ 目標値や実績との比較・評価を実施</li> <li>○ 主要機器・システム性能の確認、性能評価を実施</li> <li>○ 空調二次側システムの性能の確保、評価を実施</li> </ul>
	管理指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設全体のエネルギー使用量（電力・ガス等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設全体の1次エネルギー消費量（CO<sub>2</sub>排出量）</li> <li>○ 主な用途種別ごとのエネルギー使用量（電力・ガス等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設全体の1次エネルギー消費量（CO<sub>2</sub>排出量）</li> <li>○ 主な用途種別ごと、フロア又は系統ごとのエネルギー使用量（電力・ガス等）</li> <li>○ 主要機器・システムの性能（機器・システムCOP等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設全体の1次エネルギー消費量（CO<sub>2</sub>排出量）</li> <li>○ 主な用途種別ごと、フロア又は系統ごとのエネルギー使用量（電力・ガス等）</li> <li>○ 主要機器・システムの性能（空調二次側を含む）</li> </ul>

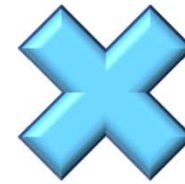


# 【参考】施設の規模等による管理レベル設定の目安



# 【参考】管理レベルに対応したベンチマーク指標（イメージ）

管理レベル	管理指標
レベル1	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 電力、ガス、油等の使用量</li><li>○ 施設全体のエネルギー使用量</li><li>○ 温室効果ガス総排出量</li></ul>
レベル2	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 施設全体の1次エネルギー消費量</li><li>○ 主な用途種別ごとのエネルギー使用量（電力、ガス、油等）</li><li>○ 温室効果ガス排出量</li></ul>
レベル3	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 施設全体の1次エネルギー消費量</li><li>○ 主な用途種別ごと、フロア又は系統ごとのエネルギー使用量（電力、ガス、油等）</li><li>○ 温室効果ガス排出量</li></ul>
レベル4	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 施設全体の1次エネルギー消費量</li><li>○ 主な用途種別ごと、フロア又は系統ごとのエネルギー使用量（電力、ガス、油等）</li><li>○ 温室効果ガス排出量</li></ul>



施設の諸元（例）
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 地域別</li><li>○ 建物用途</li><li>○ 延床面積（㎡）</li><li>○ 入居者数（人）</li><li>○ 建物用途に関する指標 等</li></ul>

### ③ 発注者向けの省エネ・脱炭素対策等のメニュー化に関する検討

#### 発注者向けの省エネ・脱炭素対策等のメニュー化に向けて

- 維持管理の運用段階において徹底した省エネルギー対策を進めるためには当該建築物の特性等を踏まえた最適な省エネ・脱炭素対策等を選択することが重要
- 実施すべき具体的な対策等がわかり難いこと等から、維持管理に係る環境配慮契約の実施率が低い状況にある要因の一つとも考えられるところ



#### 建築物の維持管理に係る契約における環境配慮契約の実施率の向上にも資するよう、**発注者に有効な事例の収集・整理及び適切な情報提供について検討**

- ✓ 令和4年度契約締結実績調査（令和5年度調査）において把握する具体的な運用段階における取組事例等の分類・整理及び類似施設等への横展開について検討
- ✓ 環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策の検討と併せて実施
- ✓ 省エネ・脱炭素に係る取組・対策のコスト面を含めた分類・メニュー化の検討
- ✓ メニュー化に当たっては、特に先進事例・優良事例、省エネ効果の高い取組・対策等の収集・整理を優先

## Ⅱ. 建築物に係る契約

### 令和5年度の建築物に係る契約に関する検討事項等

#### 1. 建築物の維持管理に係る契約に関する検討

- ① 環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策の検討
- ② データ計測・分析、評価指標等に関する検討
- ③ 発注者向けの省エネ・脱炭素対策等のメニュー化に関する検討

#### 2. 建築物に係る契約に関する契約類型間の連携

#### 3. 専門委員会の設置

## 建築物に係る契約に関する契約類型間の連携

建築物のライフサイクルにおいて3つの契約類型の効果的・有機的に連携することにより、一層の温室効果ガス排出削減を目指す

- 建築物のライフサイクルにおいて、徹底的な省エネルギー対策を図るとともに、脱炭素化を目指すことが必要
- 省エネルギー対策の実効性をより高めるためには、企画・設計段階、運用段階及び改修の各段階をデータの計測・分析結果等を通じて一体的にマネジメントしていくことが重要



建築物の設計段階又は改修段階において維持管理の運用段階における**データ計測・分析結果等の他の契約類型への展開及び活用**を想定した具体的なデータ等の検討

省エネ・脱炭素化に向けた**対策・取組等の連携の具体化・メニュー化**の検討

- ✓ 建築物のライフサイクルにおける**発注者向けの省エネ・脱炭素対策等のメニュー化**（維持管理におけるメニュー化と連携）

# 【参考】建築物のライフサイクルにおける対応の方向（まとめ）

段 階	対応の方向等
企 画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築物に対する要求性能の明確化等（OPR）を促すためコミショニングプロセスの適用の検討</li> <li>○ 運用段階におけるデータ計測・分析のための適切なデータ収集の仕組みの提案</li> </ul>
設 計	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 環境配慮契約（環境配慮型プロポーザル方式）の更なる実施率の向上のための方策</li> <li>b. 環境配慮型プロポーザルの技術提案のテーマ設定</li> <li>c. 官庁施設整備に適用する基準類の見直しの内容の環境配慮契約への反映</li> </ul>
維持管理 (運 用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 環境配慮契約の実施に資する情報提供等の普及促進策の実施</li> <li>◆ 事例の収集・整理及び環境配慮契約の実施率向上に資する情報提供</li> </ul> </li> <li>b. データ計測・分析、評価指標等               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 維持管理の運用段階における管理レベルの設定及びデータ計測・分析等の推奨</li> <li>➢ BEMS導入施設、省エネ診断実施施設におけるデータ計測・分析の実施・分析結果の公表</li> </ul> </li> <li>c. 発注者向けの省エネ・脱炭素対策等のメニュー化に関する検討               <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 事例の収集・整理及び適切な情報提供及び省エネ・脱炭素の取組・対策のメニュー化</li> </ul> </li> <li>d. 運用改善に資する契約方式・契約方法等               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 業務内容、契約方式に対応した入札参加資格、評価項目・評価内容等の提示</li> <li>➢ 複数年契約、複数施設の一括発注等の実施可能性に関する検討の推奨</li> <li>➢ データ計測・分析等に係る業務の維持管理業務との分離発注の可能性の検討</li> </ul> </li> </ul>
改 修	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築物の特性、エネルギー消費実態等を踏まえ適切な改修（ESCO事業・その他の省エネ改修事業）の選択               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ESCO事業に適した施設等に対する普及促進策の実施</li> <li>➢ 既存建築物の省エネ改修（その他の省エネ改修事業）の推進</li> </ul> </li> </ul>
契約類型間 の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築物に係る契約に関する契約類型間（設計、維持管理及び改修）の連携による相乗効果の発揮               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ データ計測・分析結果等の他の契約類型への展開・活用</li> <li>➢ 建築物のライフサイクル全般におけるOPR等のコミショニングプロセスの適用</li> <li>◆ 省エネ・脱炭素化に向けた取組・対策等のメニュー化</li> </ul> </li> </ul>

➢ 令和5年度より実施

◆ 令和5年度において具体的検討又は情報等を継続的に更新

## Ⅱ. 建築物に係る契約

### 令和5年度の建築物に係る契約に関する検討事項等

#### 1. 建築物の維持管理に係る契約に関する検討

- ① 環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策の検討
- ② データ計測・分析、評価指標等に関する検討
- ③ 発注者向けの省エネ・脱炭素対策等のメニュー化に関する検討

#### 2. 建築物に係る契約に関する契約類型間の連携

#### 3. 専門委員会の設置



## 建築物専門委員会の設置について

前述のとおり、令和5年度における建築物に係る契約については、以下の内容に関する有識者による具体的な検討が必要

- 建築物の維持管理に係る契約の実施率の向上にも寄与する発注者向けの省エネ・脱炭素対策等のメニュー化の検討
- エネルギー消費量（又は温室効果ガス）のベンチマーク指標の検討
- 建築物のライフサイクルにおける発注者向けの省エネ・脱炭素対策等のメニュー化の検討



令和5年度も引き続き建築物専門委員会を設置し、具体的な対策メニュー等を検討することとしてはどうか

- I. 電気の供給を受ける契約
- II. 建築物に係る契約
- III. その他の環境配慮契約**
- IV. 令和5年度及び中期の基本方針等  
検討スケジュール（案）

## Ⅲ. その他の環境配慮契約

### 令和5年度の検討事項等

#### ■ 自動車の購入及び賃貸借に係る契約に関する検討

- 現行の自動車の購入及び賃貸借に係る契約において総合評価落札方式の「燃費基準値」として使用しているグリーン購入法に係る自動車の判断の基準が本年12月の「エコカー減税」の見直しによる改定が想定される
- 具体的にはハイブリッド自動車を含むガソリン車、ディーゼル車等の減税対象となる燃費基準値が段階的に引き上げられる予定※

※ **25%軽減措置**の場合は2023年12月末まで**60%達成レベル**、2024年1月～25年4月末まで**70%達成レベル**、2025年5月～26年4月末まで**80%達成レベル**



令和5年度税制改正大綱のエコカー減税の内容及びグリーン購入法に係る判断の基準（燃費基準値）の改定を踏まえ、**自動車の購入及び賃貸借に係る契約**における取扱いを検討の上、**解説資料に反映**

- I. 電気の供給を受ける契約
- II. 建築物に係る契約
- III. その他の環境配慮契約
- IV. **令和5年度及び中期の基本方針等  
検討スケジュール（案）**

## Ⅳ. 令和5年度の基本方針等検討スケジュール（案）

- 提案募集 5月上旬～6月上旬
- ◆ 環境配慮契約法基本方針検討会（第1回） 7月上旬
- 電力専門委員会（第1回） 7月下旬
- 建築物専門委員会（第1回） 7月下旬
- 電力専門委員会（第2回） 9月下旬
- 建築物専門委員会（第2回） 9月下旬
- ◆ 環境配慮契約法基本方針検討会（第2回） 10月中下旬
- 各省事前協議 10月下旬～
- パブリックコメント 11月上旬～12月上旬
- ◆ 環境配慮契約法基本方針検討会（第3回） 12月中下旬
- 各省協議 12月下旬～
- 基本方針閣議決定 2月上旬
- 基本方針説明会 2月中旬～3月中旬

# IV. 中期の基本方針等検討スケジュール（案）

契約類型	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和12年度(2030) までの予定
電気の供給を受ける契約		排出係数しきい値導入	排出係数しきい値の継続的な引き下げ及び新たな引き下げ検討を受けた運用の実施			<ul style="list-style-type: none"> <li>● 排出係数に関連する制度、電気事業者の取組進捗等を踏まえ、<b>しきい値の強化</b></li> <li>● 加点項目の整理及び機動的な見直し</li> <li>● <b>再エネ電力の最大限導入</b>に向けた取組推進及び再エネ電力比率の強化</li> <li>● <b>裾切り方式の配点例</b>については<b>事務局において毎年適切に設定</b></li> <li>● 総合評価落札方式導入可能性の継続的検討</li> <li>● <b>専門委員会の設置検討</b></li> </ul>
	排出係数しきい値の方針検討	排出係数しきい値の引き下げ検討	2030年▲46%と整合的な排出係数しきい値の引き下げ方向性等の検討		強化された排出係数しきい値による運用	
	加点項目の見直しの検討	加点項目の整理、見直しの必要性及び見直し内容等の検討		新たな加点項目の見直しの検討	加点項目の見直しの反映、実施	
		再エネ比率の向上及び再エネ電力の最大限導入に向けた検討 再エネ電源に係る検討			再エネ電力の調達の実施	
		総合評価落札方式の導入可能性に係る検討		導入条件、評価方式・項目等に係る検討		
	専門委員会設置	専門委員会設置	専門委員会設置	専門委員会設置	専門委員会設置検討	
建築物に係る契約 (設計、維持管理及び改修)	維持管理契約導入	契約実績調査・分析等		検討結果の基本方針等への反映	検討結果の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物に係る契約の<b>効果的な連携のあり方</b>に関する検討</li> <li>● 検討状況等を踏まえ<b>専門委員会の継続設置検討</b></li> </ul>
		設計・維持管理・改修が連携した仕組みの検討		実施状況等を踏まえ連携のあり方検討		
			専門委員会設置	専門委員会設置	専門委員会設置検討	
自動車の購入及び賃貸借に係る契約		次世代自動車等への対応の検討	総合評価の算定方法の見直し	新たなトップランナー基準やエコカー減税、市場動向等を踏まえ検討		検討内容等を踏まえ必要に応じ専門委員会を設置
					専門委員会設置検討	
産業廃棄物の処理に係る契約及び船舶の調達に係る契約		関係法令等の見直しに伴う対応検討	プラ循環法成立に伴う対応検討(産廃処理)	他の基準や市場動向により必要に応じ検討		検討内容等を踏まえ必要に応じ専門委員会を設置
					専門委員会設置検討	

凡例：



※ 各年度における専門委員会の開催の要否及び検討内容等については基本方針検討会において決定